別表第五七号の七の次に次の三号を加える。

五七の八	関税法施行令第六十二条の七第一項第三号（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請（同令第六十二条の七第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の七第四項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出
五七の九	関税法施行令第六十二条の八第一項（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による申立て及び同令第六十二条の八第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出
五七の一〇	関税法施行令第六十二条の九第一項（輸出してはならない貨物に係る供託金銭等の取戻しに係る承認申請手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の九第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

別表第五八号の次に次の三号を加える。

五八の二	税関関係手数料令第十三条の二第一項（災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除）の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面の提出及び書類の添付
五八の三	税関関係手数料令第十三条の三第一項（災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除）の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面の提出及び書類の提出
五八の四	税関関係手数料令第十三条の四第二項（災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付）、軽減又は免除等）の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類の添付若しくは同項第四号に掲げる事項を証する書類の添付、同条第四項の規定による申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付

別表第六三号中「第二十条第二項」の下に「（同条第三項の規定を適用する場合を含む。）」を加え、同表第六三号の二中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項ただし書」に、「）に」を「）の規定による承認の申請又は同条第三項に」に改め、同表第六三号の四中「含む。）」の下に「又は関税定率法施行令第三条第四項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十七条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）」を加え、同号の次に次の三号を加える。

六三の五	関税定率法施行令第三条の二第一項（変質、損傷等による戻し税の手続）の規定による届出書（輸徴法施行令第十八条第一項（変質、損傷等による還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三条の二第二項の規定による還付を受けようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）並びに確認書及び許可書、証明書若しくは書類の添付
六三の六	関税定率法施行令第三条の三（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十九条の二第一項（変質、損傷等による還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第十八条第一項の規定による還付の手続等についての規定の準用）において準用する同令第三条の三第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三条の二第二項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十九条の二第一項において準用する同令第三条の二第二項の規定による還付を受けようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）並びに確認書及び許可書、証明書若しくは書類の添付
六三の七	関税定率法施行令第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十九条の二第一項において準用する輸徴法施行令第十八条第一項の規定による還付の手続等についての規定の準用）において準用する同令第三条の三第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三条の二第二項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十九条の二第一項において準用する同令第三条の二第二項の規定による還付を受けようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）並びに確認書及び許可書若しくは証明書の添付

別表第六四号の五中「提出」の下に「又は同条第三項の規定による申請書の提出」を加え、同表第六五号の二二及び第六五号の二三を削り、同表第六五号の二一中「（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）」を削り、同号を同表第六五号の三一とし、同号の次に次の二号を加える。

六五の三二	関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の規定の準用）（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条の規定の準用）において準用する関税定率法施行令第五十四条の八第二項（関税定率法施行令第五十四条の十第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税定率法施行令第五十四条の十一第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の十一第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書、証明書若しくは書類の添付
六五の三三	関税定率法施行令第五十四条の十一（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条の規定の準用）において準用する関税定率法施行令第五十四条の十一第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の九の規定による輸徴法施行令第二十三条の規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書若しくは証明書及び製造報告書の添付

別表中第六五号の二〇を第六五号の二九とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の三〇	関税定率法施行令第五十四条の八第一項（戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出

別表第六五号の一九中「関税定率法施行令第五十四条の二第三項若しくは第五項」を「同項若しくは関税定率法施行令第五十四条の二第五項」に改め、同号を同表第六五号の二八とし、同表中第六五号の一八を第六五号の二七とし、同表第六五号の一七中「又は」を「若しくは」に改め、「添付」の下に「、同条第二項において準用する同令第五十三条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十三条の四第二項において準用する同令第五十三条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付」を加え、同号を同表第六五号の二六とし、同表中第六五号の一六を第六五号の二四とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の二五	関税定率法施行令第五十三条の三第一項又は第五項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付

別表中第六五号の一五を第六五号の二二とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の二三	関税定率法施行令第五十三条第一項（製造工場の承認申請手続等）の規定による申請書の提出又は同条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付

別表第六五号の一四中「又は」を「、同令第四十九条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出又は」に改め、同号を同表第六五号の一九とし、同号の次に次の二号を加える。

六五の二〇	関税定率法施行令第五十条（輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例）の規定による承認の申請
六五の二一	関税定率法施行令第五十条の二第一項（指定製造工場の簡易手続）の規定による報告書の提出